

経過措置適用会社の状況

東京証券取引所 上場部

2025年7月9日



上場維持基準に適合していない企業の状況

- ◆ 上場維持基準に適合していない企業は208社（2024年末時点から39社減少）
- ◆ 2026年3月以降、順次改善期間の終了を迎え、改善できなければ6か月後に上場廃止

基準ごとの適合していない会社数

(2024年末からの増減)

プライム

流通株式時価総額（100億円以上）	:	57社 (+6社)
流通株式比率（35%以上）	:	11社 (-1社)
売買代金（0.2億円以上/日）	:	2社 (±0社)
合計（重複除く）	:	65社 (+3社)

スタンダード

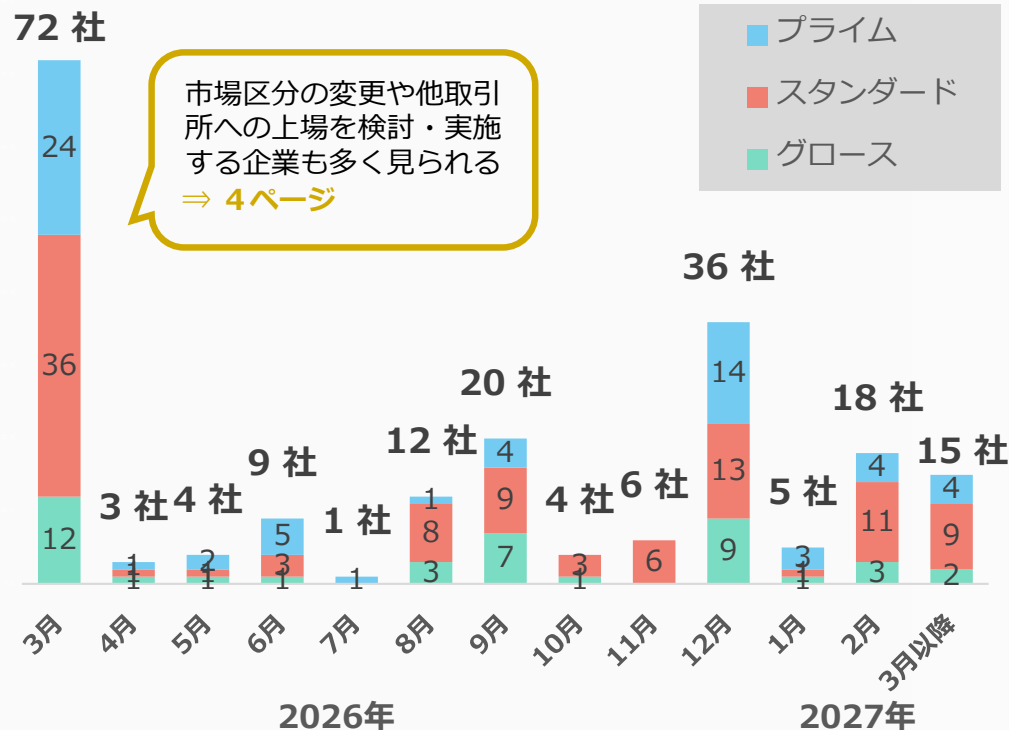
流通株式時価総額（10億円以上）	:	81社 (-9社)
流通株式比率（25%以上）	:	23社 (-26社)
株主数（400人以上）	:	2社 (-1社)
合計（重複除く）	:	102社 (-36社)

グロース

流通株式時価総額（5億円以上）	:	6社 (+1社)
流通株式比率（25%以上）	:	11社 (-3社)
時価総額（10年経過後40億円以上）	:	26社 (-2社)
合計（重複除く）	:	41社 (-6社)

- ※ 経過措置適用対象外（市場区分見直し後に新規上場・特別注意銘柄に指定）、経過措置のない基準（純資産の額）のみに抵触している企業を除く（経過措置適用対象外で上場維持基準に適合していない企業は12社）
- ※ 流通株式に関する基準は2025年3月末基準日まで反映（2025年4～5月末基準日についても、状況が判明しているものは反映）、時価総額基準は2025年5月期決算会社まで反映

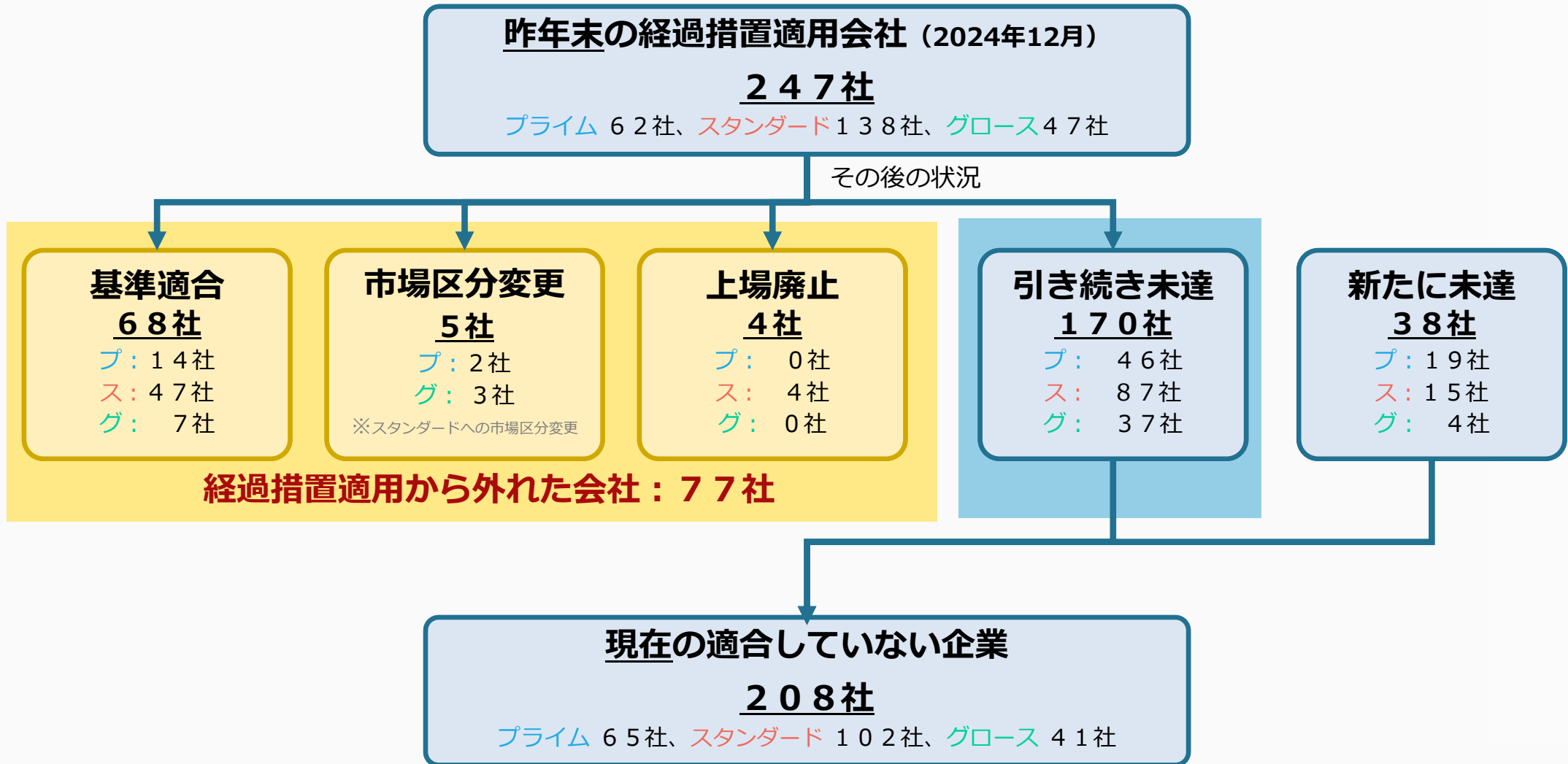
改善期間（超過計画開示会社においては計画期間）の終了時期



- ※ 非公開化を予定している企業（監理銘柄指定企業）を除く
- ※ まだ改善期間入りしていない企業については、引き続き未達だった場合の想定で集計
- ※ 経過措置基準に加えて経過措置のない基準（純資産の額）にも抵触している企業は、経過措置基準の改善期間の終了時期で集計

参考：経過措置適用会社の昨年末からの変化

- ◆ 昨年末の経過措置適用会社 247社のうち、3月期決算会社を中心に68社が基準に適合
 - 3月期決算会社に限ると、114社のうち、55社（約半数）が基準に適合



- ◆ 上場維持基準に適合していない企業（208社）において、**基準に適合できなかった場合の次善策**として、**市場区分の変更**や**他取引所への上場**を検討・実施する企業も多く見られる
- ◆ 他社との**M&A**や**MBO**などを通じて**非公開化**を予定する企業も
- ⇒ **今後、個別に状況をヒアリングのうえ、検討を促していく**

市場区分変更

- **47社**からスタンダード市場への市場区分変更についての相談・方針開示あり（プライム：36社、グロース：11社）

他取引所への重複上場

- **17社**が既に国内の他取引所への重複上場を実施（プライム：3社、スタンダード：14社）
- その他、**9社**が他取引所への重複上場の方針を開示（プライム：2社、スタンダード：5社、グロース：2社）、**56社**が他取引所への重複上場の相談あり（プライム：2社、スタンダード：36社、グロース：18社）
 - ※ 上場基準への適合見込みに関わらずカウント、重複は考慮していない

非公開化

- **3社**が他社との**M&A**や**MBO**などを通じて**非公開化**を予定（プライム：2社、スタンダード：1社）

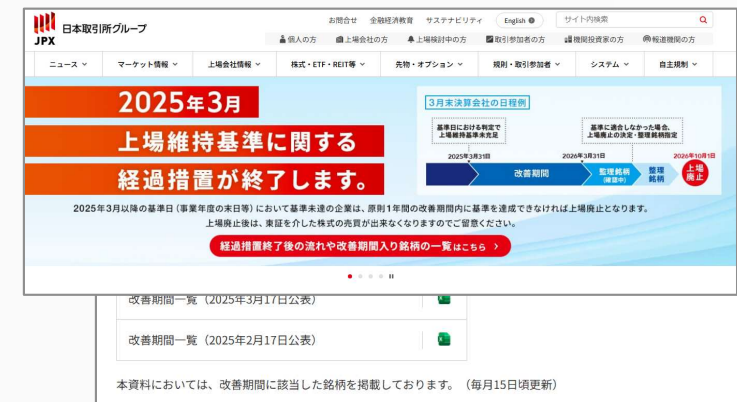
- ◆ 経過措置が終了し、最短での上場廃止まで1年余りとなることから、株主・投資者に対して、周知・注意喚起を強化
- ◆ 上場会社（本年3月以降改善期間に入る企業）に対しても、株主・投資者への丁寧な説明・情報提供を要請。あわせて、他社におけるコーポレートアクションの状況なども周知し、必要な取組みの検討・実施も促進

具体的な対応案

株主・投資者 向けの周知

- 経過措置終了のスケジュールや改善期間に該当した企業の一覧などについて、以下の媒体を通じて、周知・注意喚起を実施
 - 取引所ウェブサイト（特設ページの新設）
 - 証券会社（顧客である個人投資家への周知依頼）
 - メディア（記事や広告の掲載等）

日本取引所グループ ウェブサイト



改善期間に入る 上場会社 への要請等

- 株主総会やIR説明会等の場で、適合に向けた取組みの進捗や上場廃止のリスク、改善期間のスケジュール等について、株主・投資者への丁寧な説明・情報提供に努めるよう要請
- 他社におけるコーポレートアクションの状況（基準への適合、市場変更、他取引所への上場、非公開化等）を周知のうえ、必要な取組みの検討・実施を促進
- 「上場維持基準への適合に向けた計画の進捗状況」の開示において、適合に向けた取組みの進捗に加え、他のコーポレートアクションの検討状況の開示も求める

参考：決算期ごとのスケジュール（再掲）

基：判定基準日、廃：上場廃止

決算	2025												2026												2027																
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9										
3 月期	基	→改善期間												基	→監理・整理					廃																					
4 月期		基	→改善期間												基	→監理・整理					廃																				
5 月期			基	→改善期間												基	→監理・整理					廃																			
6 月期				基	→改善期間												基	→監理・整理					廃																		
7 月期					基	→改善期間												基	→監理・整理					廃																	
8 月期						基	→改善期間												基	→監理・整理					廃																
9 月期							基	→改善期間												基	→監理・整理					廃															
10 月期								基	→改善期間												基	→監理・整理					廃														
11 月期									基	→改善期間												基	→監理・整理					廃													
12 月期										基	→改善期間												基	→監理・整理					廃												
1 月期											基	→改善期間												基	→監理・整理					廃											
2 月期												基	→改善期間												基	→監理・整理					廃										